

報告事項No. 1

請願第 3 号

2024 年 11 月 8 日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満 殿

IRIS 川崎

代表 加藤 豊裕

(愛知県一宮市 [REDACTED])

部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願

1 請願の趣旨

部活動が設置されている川崎市立の学校において、教職員に対し部活動顧問の委嘱等を行う場合、本人の意向を尊重し、実質的なものも含め強制性を伴って就任させることがないようにすること。

2 請願の理由

部活動は学習指導要領で学校教育の一環と位置付けられてはいるものの、教育課程外の活動であり、設置や実施を義務付ける法的根拠はありません。また、部活動指導はいわゆる超勤四項目に該当せず、勤務時間外に及ぶ部活動指導を教職員に強制することはできません。

しかしながら、実際の中学校・高等学校における部活動は、教育活動として大きな位置を占めており、生徒や保護者が満足できる水準の取り組みが求められます。顧問の個人的な事情や考えにより、活動時間を勤務時間内に限定することは現実的には不可能で、ほぼ全ての部活動の活動時間は勤務時間外に及んでいます。

それにも関わらず、部活動顧問を希望しない教職員を含めた全員を対象として「全員顧問制」等と称し、「希望することを前提」とした希望調査が、ほとんどの学校でおこなわれています。学校長からの「委嘱」や「お願い」などの形式をとりつつ、希望しない教職員にまで部活動指導が実質的に強制されています。このような「全員顧問制」等による部活動顧問の割り当ては、時間外労働を黙示的に強制していることとなります。

川崎市立の学校において、部活動顧問の委嘱等を行う場合、教職員本人が部活動顧問を希望するかないかの意向を丁寧に確認し、希望しない場合には部活動顧問への就任を強制しないよう強く請願します。

また、この請願に対し、文書での回答を要望します。

